合併協定書

中条町黒川村





目 次

1	合併の方式	3
2	合併の期日	3
3	新市の名称	3
4	新市の事務所の位置	3
5	財産区を除く財産及び債務の取扱い	3
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	3
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	3
8	地方税の取扱い	3
9	一般職の職員の身分の取扱い	4
10	地域審議会等の取扱い	4
11	特別職の職員の身分の取扱い	4
12	条例、規則等の取扱い	4
13	事務組織及び機構の取扱い	5
14	一部事務組合等の取扱い	5
15	使用料、手数料等の取扱い	5
16	公共的団体等の取扱い	7
17	補助金、交付金等の取扱い	7
18	町名、字名の取扱い	7
19	慣行の取扱い	7
20	国民健康保険事業の取扱い	7
21	介護保険事業の取扱い	8
22	消防団の取扱い	8
23	行政区の取扱い	9
24	財産区の取扱い	9

25 各種事務事業の取扱い	9
25- 1 電算システムに関すること	9
25-2 広報広聴に関すること	9
25- 3 消防防災に関すること	9
25- 4 交通安全に関すること	9
25-5 姉妹都市・友好都市及び交流事業に関すること	9
25-6 総務・企画に関すること	9
25-7 投票区投票所に関すること	10
25-8 財務に関すること	10
25-9 窓口業務に関すること	11
25-10 納税に関すること	11
25-11 福祉事業に関すること	11
25-12 保健事業に関すること	13
25-13 環境衛生事業に関すること	16
25-14 農林水産事業に関すること	16
25-15 商工・観光事業に関すること	17
25-16 建設事業に関すること	17
25-17 公営住宅に関すること	18
25-18 上水道事業に関すること	18
25-19 下水道事業に関すること	18
25-20 学校教育事業に関すること	18
25-21 社会教育事業に関すること	19
26 新市建設計画に関すること	20

1 合併の方式

中条町及び黒川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併と する。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年9月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、胎内市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、中条町役場とする。なお、黒川村役場は支所とする。

5 財産区を除く財産及び債務の取扱い

- (1) 両町村の財産(行政財産、普通財産、有価証券、出資による権利、物品等)及び債務 は全て新市に引き継ぐ。
- (2) 両町村の財政調整基金及び減債基金は新市に引き継ぐ。その他の基金は調整し、新市に引き継ぐ。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市における議会議員の定数は、地方自治法第91条第2項の規定に基づき26人とする。
- (2) 中条町及び黒川村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。) 第7条第1項の規定を適用し、合併の日から平成19年4月30日まで引き続き新市の議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を設置する。

- (1) 選挙による委員の定数は20人とする。
- (2) 中条町及び黒川村の選挙による委員であった者は合併特例法第8条第1項の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。
- (3) 新市における第1回目の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第 2項の規定を適用し、旧町村を区域とする2つの選挙区を設ける。各選挙区の選挙によ る委員の定数は、中条町15人、黒川村5人とする。

8 地方税の取扱い

(1) 個人市町村民税

税率は、現行のとおり地方税法の標準税率とする。

納期については、黒川村の納期とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

- (2) 法人市町村民税の均等割の税率は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、中条町の例による。ただし、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とする。
- (3) 入湯税

税率については、入湯する者1人1日につき、宿泊は150円、日帰りは100円とする。ただし、条例の定める施設に入湯する者は、1人1日50円とする。

課税免除については、両町村の例をもとに調整し、統合する。

(4) 鉱産税の税率は、現行のとおり地方税法の標準税率とする。

(5) 固定資産税

税率は、現行のとおり地方税法の標準税率とする。 課税免除については、両町村の例をもとに調整し、統合する。 納期は、現行のとおりとする。

(6) 軽自動車税

税率は、現行のとおり地方税法の標準税率とする。 減免については、両町村の例をもとに調整し、統一する。 納期は、現行のとおりとする。

(7) 特別土地保有税

税率は、現行のとおり地方税法の標準税率とする。 免税点については、新市が都市計画区域を有することから 5,000㎡とする。 納期は、現行のとおりとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、合併特例法第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。
- (3) 職名、職階及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- (4) 職員の給与については、現給保障とし、中条町の制度をもとに段階的に調整する。

10 地域審議会の取扱い

合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の黒川村の区域に黒川地区地域審議会を設置する。なお、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別紙のとおりとする。

11 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、中条町の例による。
- (2) 議会の議員の報酬の額は、中条町の例による。
- (3) 農業委員会の委員の報酬の額は、中条町の例による。
- (4) 教育委員会の委員の選任については、法令の定めるところによる。ただし、合併後の最初の委員は、市長職務執行者が合併に伴って失職した教育委員のうちから選任する。
- (5) 選挙管理委員会の委員の選任については、法令の定めるところにより、4人を選出する。ただし、議会で選挙されるまでの間、両町村の委員であった者の互選により、4人をもって充てる。
- (6) 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とし、任期については、法令の定めるところによる。
- (7) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額は、中条町の例による。
- (8) 審議会、委員会等の附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等、新市に設置する必要のあるものの報酬額等は、現行の報酬額をもとに調整する。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の 調整方針の内容に基づき、次の区分により整備する。

(1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの

- (2) 合併後においても、暫定的に施行するもの
- (3) 合併後において、逐次制定し施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

(1) 長部局の組織体制

「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。 基本的な考え方は、次のとおりとする。

本庁、支所に市民窓口サービスを中心とした諸証明の発行、各種相談業務等の総合的窓口機能を整備する。

本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所掌する。

支所は、 の窓口業務を処理するほか、住民サービスの低下を招かないようにする ため、旧行政区域を所管区域とする事業部門の業務を処理する。

両町村に設置されている委員会、委員及び附属機関については、原則、統合することとし、新市において、各機関の法的な設置根拠及びその所掌事務の内容を整理し必要に応じて再整備する。なお、地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。

附属機関の委員構成については、両町村の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずる。

組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備する。

(2) 教育委員会の組織体制

「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。

(3) 事務局・委員会の組織体制

「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。

14 一部事務組合等の取扱い

(1) 新潟県市町村総合事務組合

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合に加入する。

(2) 新発田地域広域事務組合

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合もしくは当該組合 を継承する組合に継続して加入する。

(3) 新発田地域老人福祉保健事務組合

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合もしくは当該組合 を継承する組合に継続して加入する。

(4) 下越障害福祉事務組合

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合もしくは当該組合 を継承する組合に継続して加入する。

(5) 下越清掃センター組合

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合もしくは当該組合 を継承する組合に継続して加入する。

15 使用料、手数料の取扱い

(1) 保健福祉施設使用料

ほっとHOT・中条、総合福祉センターの使用料については、中条町の例による。 高齢者センター使用料については、黒川村の例による。

児童館使用料については、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

(2) 学校教育施設使用料及び社会教育施設使用料

図書館、陶芸研修所、勤労青少年ホーム、産業文化会館の使用料については、中条町の例による。

学校施設、公民館、その他文化施設、社会体育施設の使用料については、当分の間、 現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

(3) 公営住宅使用料

県営住宅使用料については、中条町の例による。

町村営住宅、町村設住宅の使用料については、現行のとおりとする。ただし、町村設住宅の免除規定については、中条町の例による。

農集住宅、特定公共賃貸住宅の使用料及び駐車場使用料については、黒川村の例による。

(4) 集会所等使用料

集会所、農村環境改善センター、基幹集落センターの使用料については、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

(5) 国際交流施設使用料

新潟・イリノイ友好会館使用料については、中条町の例による。

(6) 保健休養施設使用料

保養及びレクリエーション施設使用料については、黒川村の例による。

(7) 健康福利増進施設

スポーツ及びレクリエーション施設使用料については、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。

(8) 農山村体験施設

体験交流施設等使用料については、黒川村の例による。

- (9) 園芸施設使用料については、現行のとおりとする。
- (10)畜産施設使用料については、黒川村の例による。
- (11)村有温泉使用料については、黒川村の例による。
- (12)露店市場出店料については、現行のとおりとする。
- (13)都市公園

公園占用料、使用料については、中条町の例による。

(14)財産及び公の施設

行政財産使用料については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

(15)道路維持

道路占用料については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

建設用機械等貸付料については、黒川村の例により統一する。ただし、合併年度は 現行のとおりとする。

施設使用料については、黒川村の例による。

(16)法定外公共物

生産物採取料については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行の とおりとする。

- (17) 税務関係手数料については、中条町の例により統一する。
- (18)民生福祉関係手数料

戸籍関係、住民基本台帳カード交付、狂犬病予防関係、鳥獣保護関係手数料については、現行のとおりとする。

住民基本台帳関係、印鑑登録関係、外国人登録関係、臨時運行許可関係手数料につ

いては、中条町の例により統一する。

(19)その他手数料

農業経営基盤強化促進法に基づく不動産登記の嘱託手数料、都市計画関係手数料については、中条町の例により統一する。

耕作証明等手数料については、中条町の例により徴収しない。

露店市場出店許可手数料については、中条町の例による。

その他の証明等手数料については、中条町の例により統一する。

16 公共的団体等の取扱い

公共団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重 しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 両町村に共通する団体は、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 両町村に共通する団体で、統合に時間の要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金等については、従来からの経緯並びに実情に配慮し、次の方針により調整するものとする。

- (1) 両町村で同一あるいは同種の補助金については、関係団体等の理解と協力を得て、交付基準等の統一を図る方向で調整する。
- (2) 両町村で独自の目的を持った団体への補助金については、従来の実績を尊重し、新市 全体の均衡を保つよう調整する。ただし、地域性、独自性が高く、振興の必要性が認め られるものは、現行のとおりとする。
- (3) 整理統合できる補助金については、新市において検討する。

18 町名、字名の取扱い

新市の区域内の町名及び字名は、現行のとおりとし、原則として大字名については、 大字の字句のみを削除した現行の地名(大字名)を表示する。ただし、地域住民の意向 調査により、大字名、境界等の変更を要望する地域については、合併後時期を定めて、 これを実施する。

19 慣行の取扱い

- (1) 市章については、合併時までに新規に構築する。
- (2) 市民憲章、キャッチフレーズについては、新市において新規に構築する。
- (3) 市の「木」・「花」・「鳥」については、新市において新規に構築する。
- (4) 都市宣言については、中条町の例をもとに、新市において検討する。
- (5) 名誉市民制度については、新市において新規に構築する。また、現在の名誉町・村民は、新市に引き継ぐものとする。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険短期被保険者証の交付については、中条町の例により統一する。
- (2) 国民健康保険税賦課

税率は統一するものとし、賦課割合は、応能割(所得割9:資産割1)と応益割(均等割8:平等割2)とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

本算定月については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとお りとする。

納期については、中条町の例により統一するが、12月の納期は、黒川村の例による。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

減免規定については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとお りとする。

(3) 給付

絶対的法定給付及び相対的法定給付については、現行のとおりとする。ただし、相対的法定給付の支給方法については、現金または振込みとする。

人間ドック、脳ドック補助事業については、中条町の例により統一する。ただし、 合併年度は現行のとおりとする。

(4) 運営協議会委員の定数は、被保険者、保険医又は保険薬剤師、公益の各代表4人以内とするが、被用者保険等保険者代表2人を加えて組織する。委員の任期は2年とする。

21 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険資格取得・喪失については、中条町の例により統一する。
- (2) 介護保険料賦課

介護保険料、保険料の端数処理については、平成18年度(第3次事業計画)から 統一する。合併年度は現行のとおりとする。

普通徴収の納期については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

督促手数料、延滞金、滞納整理、過誤納付金については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。

保険料の独自減免については中条町の例による。

(3) 給付

現物給付、償還払い給付及び高額サービス給付、短期入所のおおむね半分を超える利用、給付制限については、現行のとおりとする。ただし、償還払い給付方法については中条町の例により統一する。

介護給付費適正化事業については、中条町の例による。

(4) 要介護認定

申請受付及び資格者証発行、主治医意見書については、中条町の例により統一する。 訪問調査については、現行のとおりとする。合併後、3年以内に統一する。

(5) 支援事業等

居宅介護支援事業については、中条町の例により統一する。

介護相談員派遣事業については、中条町の例による。

介護保険の横出しサービスについては、平成18年度から廃止する。合併年度は、 現行のとおりとする。(高齢者福祉の紙おむつ支給事業で実施)

22 消防団の取扱い

(1) 組織・応援体制

組織については、合併時に再編する。

分団の編成は、19分団55部とする。

ア 組織体制については、団長1名、副団長6名、分団長19名、副分団長19名、 部長55名、班長110名とする。

イ 定数(団員数)については、合併時までに調整する。

(2) 締結町村への応援体制については、合併時、継続して協力体制が維持できるよう調整

する。

- (3) 報酬・費用弁償については、中条町の例により統一する。ただし、費用弁償については、中条町の区分に、黒川村の「行方不明者の捜索遭難者等」の欄を加える。
- (4) 団員の身分については、中条町の例により統一する。
- (5) 行事・大会等については、合併時までに調整する。

23 行政区の取扱い

行政区の区域、名称については、原則現行のとおりとする。ただし、地域住民の意向 調査により、合併を契機に行政区の統合、名称の変更、住所との統一等を要望する行政 区については、合併後これを実施する。

24 財産区の取扱い

現在存在する財産区は、新市においても引き続いて設けるものとする。

25 各種事務事業の取扱い

25-1 電算システムに関すること

住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統一を図り、合併時に稼動できるよう調整するものとする。

25-2 広報広聴に関すること

広報及びお知らせ版については、中条町の例により統一する。ただし、名称については、合併時までに検討する。

25-3 消防防災に関すること

- (1) 地域防災計画については、新市において、速やかに策定する。ただし、策定されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないように十分な調整を行う。
- (2) 防災会議については、合併時、新規に設置する。
- (3) 防災震災訓練については、中条町の例により継続して実施する。
- (4) 避難場所は、現行のとおりとし、避難場所の周知方法については、中条町の例により 統一する。

25-4 交通安全に関すること

- (1) 交通安全計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 交通安全対策については、中条町の例により統一する。
- (3) 交通安全対策会議については、合併後、中条町の例により統一する。

25-5 姉妹都市及び交流事業に関すること

- (1) 境川村との姉妹都市交流については、境川村を含む6町村の合併により設置された「笛吹市」と、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。
- (2) カーボンデール市との姉妹都市交流については、新市に引き継ぐ。

25-6 総務・企画に関すること

- (1) 総合計画については、新市において新たに構築する。
- (2) 行政改革大綱については、新市において新たに策定する。
- (3) 防犯対策関係

地域防犯活動については、合併後、両町村の例により統一する。

防犯街路灯の設置基準及び補助金の交付については、中条町の例により統一する。 ただし、合併後、3年間は現行のとおりとする。

(4) 情報関係

情報公開制度については、中条町の例により統一する。ただし、対象機関については、黒川村の例による。

個人情報保護制度については、中条町の例により統一する。ただし、実施機関については、黒川村の例による。

(5) 自治会関係

区長制度については、両町村の例をもとに、合併時までに新たな制度を構築する。 両町村の連合組織については、地域の任意団体であることから、その設置について 地区の意見を参考に新市において検討する。

補助金制度については、中条町の例をもとに、新市において新たに制度を構築する。

- (6) 町・村民表彰制度については、新市において新たに制度を構築する。ただし、合併年 度は現行のとおりとする。
- (7) NPO法人の育成・指導方針については、中条町の例による。
- (8) 地縁団体については、引き続き存続するものとする。
- (9) 地域づくり支援の補助金制度については、中条町の例による。
- (10)公共交通機関関係

羽越本線新幹線直通促進新潟地区期成同盟会及び羽越本線全線複線化早期完成四県 期成同盟、羽越新幹線建設促進同盟会は、新市として継続して加入する。

バス路線については、新市に引き継ぐ。ただし、計画については新市において速やかに構築する。

- (11)テレビ難視聴対策については、引き続き存続する。
- (12)人権関係

人権擁護委員の定数は6人とし、任期は法令で定めるところとし、その他の事項に ついては、現行のとおりとする。

同和対策については、中条町の例による。

(13)インターネット関係

ホームページは、新市において新たに開設する。

インターネット公共端末の設置については、中条町の例により統一する。ただし、 設置箇所・台数については、合併後に調整する。

25-7 投票区投票所に関すること

投票区投票所は、現行のとおりとする。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に投票所の変更を希望する場合は、合併後にこれを実施する。

25-8 財務に関すること

- (1) 指定金融機関については、両町村の例を基本に、合併時までに一行指定とすることで 調整する。
- (2) 指定代理金融機関については、黒川村の例による。
- (3) 収納代理金融機関については、両町村の例による。
- (4) 定期検査については、中条町の例により統一する。
- (5) 金融機関の指定方法については、黒川村の例により統一する。
- (6) 郵便官署の取扱いについては、現行のとおりとする。

25-9 窓口業務に関すること

(1) 戸籍関係

戸籍届出書の受理については、本庁、支所で現行のとおりとする。

届出書等受理、証明書等交付、閲覧の場所については、本庁、支所で現行のとおりとする。

埋・火葬許可証の発行については、本庁、支所で中条町の例により統一する。 記念樹交付の制度は廃止する。

(2) 住民基本台帳関係

届出受理については、中条町の例により統一する。ただし、世帯分離については、 黒川村の例により統一する。

住民基本台帳ネットワークの運用については、本庁のみで中条町の例による。 住民票の交付については、本庁、支所で中条町の例により統一する。

(3) 印鑑登録関係

届出受理については、本庁、支所で中条町の例により統一する。 印鑑登録証、印鑑証明の交付については、中条町の例により統一する。

(4) 外国人登録関係

受付事務については、本庁のみで中条町の例による。 登録原票等の証明については、本庁、支所で中条町の例により統一する。

(5) 窓口業務

昼休みの体制については、本庁、支所で現行のとおりとする。

窓口延長については、本庁のみで中条町の例による。

郵便請求については、本庁のみで中条町の例による。

諸証明交付所は、現行のとおりとする。

(6) 公的個人認証関係については、本庁のみで現行のとおりとする。

25-10 納税に関すること

確定申告納税相談は、旧町村ごとに開設する。

25-11 福祉事業に関すること

(1) 社会福祉関係

民生・児童委員

ア 組織については、統一し、定数は、72名とする。

イ 活動及び助成については、中条町の例により統一する。

災害保護対策事業については、中条町の例により統一する。

福祉相談窓口は、現行のとおりとする。

地域改善対策

ア 福祉バス運行事業については、中条町の例による。

イ 集会所建設補助金制度については、中条町の例による。

(2) 児童福祉関係

児童福祉

ア 子育て支援センター事業については、中条町の例による。

イ 出生祝金制度については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。

ウ 乳幼児医療費助成については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は 現行のとおりとする。

エ ことばとこころの相談事業については、中条町の例による。

オ ブックスタート事業については、中条町の例による。

保育園

- ア 実施基準、利用者意見要望相談解決制度、広域入所制度、私立保育園補助金制度、 私立保育園運営委託事業、障害児保育環境整備事業、保育所地域活動については、 中条町の例による。
- イ 保育園の定員は、現行のとおりとする。
- ウ 通常保育の保育料の額については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。ただし、主宰者の認定基準については、中条町の例による。
- エ 通常保育の保育料の減免規定については、現行のとおりとし、合併後3年以内に 統一する。ただし、長期欠席の規定は、中条町の例による。
- オ 延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育については、中条町の例による。
- カ 休日保育については、中条町の例による。
- キ 園児送迎等マイクロバス運行事業については、現行のとおりとする。
- ク 英会話教室受講者補助制度については、中条町の例による。

(3) 高齢福祉関係

高齢者対策

- ア 老人日常生活用具給付等事業については、黒川村の例により統一する。
- イ 紙おむつ支給事業については、中条町の例により統一する。
- ウ 軽度生活支援事業については、中条町の例により統一する。ただし、黒川村で実施している雪下ろしを加える。
- エ 食の自立支援事業については、中条町の例により統一する。
- オ 寝具乾燥消毒サービス事業については、黒川村の例により統一するが、毛布、マットを加え、自己負担を1割程度とする。減免規定は、中条町の例による。
- カ 生活管理指導事業については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
- キ 要援護老人安否確認事業については、中条町の例により統一する。
- ク 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおりとする。ただし、利用料は、 黒川村の例により統一する。
- ケ 介護予防事業については、中条町の例により統一する。ただし、内容については、 合併後、検討する。
- コ 外出支援サービス事業については、中条町の例による。
- サ 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業については、中条町の例による。
- シ 家族介護教室については、中条町の例による。
- ス 緊急通報装置設置事業については、中条町の例により統一する。ただし、黒川村 で既に設置されている対象者については、現行のとおりとする。
- セ 老人福祉電話運営事業については、中条町の例による。
- ソ 金婚式については、現行のとおりとする。ただし、合併後3年以内に老人クラブ と開催内容等について協議する。
- タ 戦没者慰霊祭の実施については、合併後に検討する。
- チ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業については、中条町の例による。
- ツ 高齢者の緊急対応窓口の体制については、中条町の例により統一する。
- テ ショートステイ事業については、中条町の例による。
- ト 成年後見制度利用支援事業については、中条町の例による。
- ナ 家族介護支援事業については、中条町の例による。
- 二 高齢者食生活改善事業については、中条町の例により統一する。
- ヌ 運動指導事業については、介護予防事業の転倒予防教室に統合して実施する。 ただし、内容等については、合併後に検討する。

敬老祝事業

ア 敬老会の実施については、現行のとおりとする。ただし、対象年齢は75歳以上とするが、黒川村の対象年齢は、段階的に引き上げる。内容は、合併後3年以内に統一する。

- イ 敬老祝事業については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
- ウ 長寿顕彰状の制度については、中条町の例による。

老人クラブ事業

ア 老人クラブ助成事業については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。 ただし、交通費については、加算事業として新市移行後、予算の範囲内で補助を行 うこととする。

イ 老人クラブ連合会の組織については、連合会間で協議し、1連合会とするよう調整を図る。補助金の算定方法については、会員人数割とし、基準単価は400円程度で両町村の現状規模を維持する。交通費については、新市移行後、概ね現状規模の予算の範囲内で補助を行うこととする。

シルバー人材センターについては、中条町の例による。

高齢者センター有楽荘の管理運営については、現行のとおりとする。

老人保健事業の医療費、高額医療費給付については、中条町の例により統一する。

(4) 障害者福祉関係

移動入浴サービス事業については、中条町の例による。

手話奉仕員派遣事業については、中条町の例による。

人工透析通院交通費助成事業については、中条町の例による。

聴覚障害者等電話ファックス助成事業については、中条町の例による。

福祉関係申請窓口業務については、本庁、支所で現行のとおりとする。

心身障害者扶養共済掛金助成事業については、中条町の例による。

重度心身障害者手当については、中条町の例により統一する。

25-12 保健事業に関すること

- (1) 黒川村の健康診査(人間ドック健診)については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
- (2) 老人保健事業関係

健康手帳の交付方法については、基本健診結果の通知方法及び説明会の方法と合わせ3年以内に統一する。

健康相談事業については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。 健康教育

ア 基本健診事後指導会、大腸がん検診指導会については、現行のとおりとし、合併 後3年以内に統一する。

イ 糖尿病予防教室については、現行のとおりとするが、人間ドック健診の統一の方 法により次のとおりとする。

(1案)人間ドック健診を実施した場合は、黒川村の例による。

(2案)人間ドック健診を実施しない場合は、中条町の例による。

ウ 糖尿病予防教室修了者の会、個別健康教育、乳がん自己検診法健康教育について は、中条町の例による。

機能訓練事業については、中条町の例により統一する。

基本健康診査については、現行のとおりとし、案内、受付方法、検診内容は、中条町の例により統一する。その他については、合併後3年以内に統一する。

胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診(集団・施設)肝炎ウィルス検診につ

いては、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。

乳がん検診については、中条町の例により統一する。ただし、対象年齢は、黒川村 の例により統一する。

マンモグラフィ併用乳がん検診については、黒川村の例により施設検診、集団検診 方式により実施し、対象年齢は、40歳からの偶数年齢とする。

肺がん検診については、現行のとおりとし、会場は自由とする。ただし、黒川村の 再通知については、合併後2年を目途に廃止の方向で検討する。

肺がん検診(喀痰)については、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。 ただし、黒川村の再通知については、合併後2年を目途に廃止の方向で検討する。

骨粗しょう症健診については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。会場については現行のとおりとし、黒川村については、30歳も対象とする。個人負担金については、基本健診対象の女性は300円、基本健診対象外の女性は500円とするが、合併後3年以内に統一する。

前立腺がん検診については、中条町の例による。個人負担金は、50~69歳は700円、70歳以上は無料とする。

健康診査希望調査については、合併後に中条町の例により統一する。

(3) 母子保健衛生事業関係

乳児健診

ア 3 か月児健診については、中条町の例により統一し、会場は、ほっとHOT・中 条のみとする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

イ 10か月児健診については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現 行のとおりとする。

幼児健診については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

健康相談

- ア 妊婦相談事業については、母親学級、両親学級に振りかえて実施する。
- イ 親子遊びの会及び子育て相談会については、中条町の例により統一する。ただし、 黒川保育園は平日対応とする。
- ウ なんでも健康相談事業については、中条町の例による。
- エ 乳児健康相談事業については、中条町の例により統一する。

健康教育

- ア 赤ちゃんふれあい体験については、中条町の例による。回数は、年2回とする。
- イ 育児教室、母親学級、両親学級については、中条町の例により統一する。ただし、 合併年度は現行のとおりとする。
- ウ 育児懇談会、生き生きおしゃべり会等子育てサークルの支援、集団プレイ(なかよし会)については、中条町の例による。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 母子健康手帳の交付については、中条町の例により統一し、支所においても交付する。

保育園児の健康管理については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は 現行のとおりとする。

助産師による家庭訪問指導については、中条町の例により統一する。

乳児一般健康診査、精密健康診査については、中条町の例により統一する。

(4) 歯科保健事業関係

歯科健診

ア 乳幼児歯科健診で黒川村の10か月児及び中条町の1歳児健診については、対象 者を11から12か月児と保護者とし、会場は、ほっとHOT・中条で回数は年6 回とする。従事者は、歯科医師とし、歯科健診、フッ素塗布、歯科健康教育、保健 指導を行う。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

イ 乳幼児歯科健診で、1歳6か月児、2歳児、3歳児健診については、中条町の例により統一し、中条町の2歳児親子健診については2歳児健診とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

ウ 成人歯科健診については、1歳児親子健診に組み込んで実施する。ただし、合併 年度は現行のとおりとする。

フッ素塗布

ア 1歳、1歳半、2歳、3歳については、中条町の例により統一し、個人負担金は、 500円とする。

イ 1歳児で歯の生えていない児、2歳半、3歳半の希望者には、フッ素塗布券を発行し、医療機関委託で実施することとし、個人負担金は、1,500円とする。

フッ素洗口については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のと おりとする。

歯科保健健康教育

ア 妊婦・乳幼児教育については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は 現行のとおりとする。

イ 保育園・幼稚園教育については、中条町の例による。

ウ 2歳児保護者保健指導については、対象を1歳児保護者とし、1歳児親子歯科健 診へ移行し実施する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

エ むし歯予防だよりの発行については、中条町の例による。

(5) 精神保健関係

精神障害者医療費助成については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

健康教育については、中条町の例による。

ボランティア育成については、中条町の例による。

精神障害者ホームヘルプサービス事業については、黒川村の例により統一し、補助 単価は、県の介護保険運営要綱に準ずる。

(6) 予防接種関係

定期予防接種の周知・通知方法については、中条町の例により統一する。

麻しん接種については、中条町の例により統一し、その他の予防接種については、 現行のとおりとする。

予防接種会議については、中条町の例により統一する。

- (7) 保健師活動の家庭訪問の実施方法については、黒川村の例により統一する。
- (8) 健康づくり事業関係

健康づくり推進協議会については、統一する。委員数は15名以内とし、合併後選任する。任期は選任後2年とする。報酬、旅費等は、新市において調整する。

広報事業については、中条町の例により統一する。

健康スポーツプラザ利用助成事業については、黒川村の例による。

(9) 診療所関係

中条町の中条地区休日診療所については、現行のとおりとする。

黒川村のへき地診療所、へき地歯科診療所、はり・灸・マッサージ施術所については、現行のとおりとする。

- (10)結核検診については、現行のとおりとする。ただし、黒川村の再通知は、合併後2年 を目途に廃止の方向で検討する。
- (11)各種の計画については、新市において新たに策定する。

25-13 環境衛生事業に関すること

- (1) 公衆衛生事業の集団下水路清掃に対する支援については、中条町の例により統一する。
- (2) 環境美化推進団体の活動については、合併後、中条町住みよい郷土建設協会と協議する。
- (3) 害虫駆除に対する支援については、中条町の例により統一する。黒川村の乳剤の配布は、下水道の普及が進んできていることから、現状を踏まえ、合併後3年を目途に廃止する。
- (4) 廃棄物処理関係

ごみ処理形態(指定袋制) 指定袋、処理手数料については、中条町の例により統一する。ただし、生ごみ収集については、黒川村のみとする。

指定袋については、合併後も現行の袋を使用できるものとし、それがなくなり次第中条町の例により統一する。

分別収集形態については、現行のとおりとする。

ごみ手数料免除については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

指定袋販売手数料については、中条町の例により統一する。

ごみの収集方式については、現行のとおりとする。ただし、収集回数については、

合併の翌年度から中条町の例により統一し、黒川村の生ごみ収集は、週3回とする。

コンポスト等の廃棄物処理機の補助制度については、中条町の例により統一する。 ごみステーションの管理については、新市において検討する。

ごみ再生資源回収補助制度については、中条町の例により統一する。

- (5) 川合霊園及び塩沢霊園の使用については、黒川村の例による。
- (6) 公害対策関係

環境基本計画については、新市において検討する。

公害防止協定については、合併時に両町村の制度を取り入れて調整する。

公害対策審議会については、委員数を10名以内とし、中条町の例により統一する。

25-14 農林水産事業に関すること

- (1) 標準小作料については、新市において新たに定める。ただし、それまでの間は現行のとおりとする。
- (2) 農業振興地域整備関係

農業振興地域整備計画については、新市において新たに策定する。

農業振興地域整備促進協議会の組織及び農振台帳管理については中条町の例による。

(3) 農業生産対策関係

農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープランについては、新市において検討する。

生産対策補助制度については、合併後に検討する。

農業用使用済廃プラ適正処理推進協議会については、合併後に調整する。

産業まつりについては、合併後に検討する。

共同利用農機具の管理運用については、黒川村の例による。

(4) 生産調整関係

生産調整対策については、合併後に調整する。ただし、合併年度は現行のとおりと する。

水田農業ビジョンについては、合併後に調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

産地づくり対策等については、合併後に検討する。ただし、合併年度は現行のとお

りとする。

- (5) 中条町のチューリップフェスティバルは、継続する。
- (6) 黒川村農業公社については、合併後、黒川村の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
- (7) 病害虫予防事業については、合併後に調整する。
- (8) 米消費拡大事業については、合併後に調整する。
- (9) 農業構造改善関係

農村環境計画については、新市において新たに策定する。

農道等維持管理事業については、合併後に調整する。

土地改良区に対する補助金等については、中条町の例による。

土地利用調整推進事業については、現行のとおりとする。

転作作物種子補助制度については、中条町の例による。

- (10)有害鳥獣駆除対策事業については、合併後に調整する。
- (11)農村環境改善センター等の管理については、現行のとおりとする。
- (12)集会所の管理については、現行のとおりとする。
- (13)治山・造林事業、林道の維持管理については、現行のとおりとする。
- (14)両町村の地域振興施設(保養・スポーツ・レクリエーション施設、体験交流施設、特産品加工施設、園芸施設、畜産施設、林業施設、淡水魚施設)の管理運営については、現行のとおりとする。

25-15 商工・観光事業に関すること

(1) 商業振興関係

大規模小売店対策事業については、中条町の例による。

中条町の露店市場の管理運営については、現行のとおりとする。

商工振興補助制度については、現行のとおりとする。ただし、境川村・中条町物産 交流会補助金については、境川村を含む6町村の合併により設置された「笛吹市」と、 新市へ引き継ぐことを基本として調整する。

企業誘致奨励措置制度については、両町村の例をもとに調整し、統一する。

信用保証料補給制度、中小企業育成資金制度については、中条町の例による。

産業育成資金制度については、現行のとおりとする。取扱金融機関については、中 条町の例による。

(2) 観光振興関係

胎内川観光協会については、現行のとおりとする。

黒川村観光協会については、合併後、統合するよう調整する。

両町村のイベントは、現行のとおりとする。

中条町の緑化推進事業については、合併後に検討する。

(3) 黒川村の旅行業 (バス事業・旅行業務) については、現行のとおりとする。運賃等は 黒川村の例による。

25-16 建設関係事業に関すること

- (1) 都市公園管理については、中条町の例による。
- (2) 道路除雪については、現行水準を維持することとし、新市において除雪計画を定め実施する。
- (3) 私道整備補助制度については、中条町の例による。
- (4) 国土調査計画については、新市において新たに構築する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

25-17 公営住宅に関すること

- (1) 県営住宅の募集・管理については、中条町の例による。
- (2) 町村営住宅の募集については、現行のとおりとするが、維持管理については、中条町 の例により統一する。
- (3) 町村設住宅の募集・管理については、中条町の例により統一する。
- (4) 特定公共賃貸住宅及び農集住宅の募集・管理については、黒川村の例による。
- (5) 住宅運営委員会については、中条町の例による。委員は10名とし、新市において委嘱する。

25-18 上水道事業に関すること

- (1) 中条町の上水道及び黒川村の簡易水道の料金は、現行のとおりとする。
- (2) 料金算定の端数処理については、現行のとおりとするが、合併後、黒川村の例により 統一する。
- (3) 超過料金の額は、現行のとおりとする。ただし、黒川村の臨時用は廃止する。
- (4) 水道メーター使用料は、現行のとおりとする。
- (5) 延滞金の納付については、中条町の例による。
- (6) 加入金については、中条町の例により統一する。
- (7) 工事検査手数料については、中条町の例による。
- (8) 料金等の減免については、両町村の例により調整する。
- (9) 給水装置の管理区分については、黒川村の例による。

25-19 下水道事業に関すること

- (1) 中条町の下水道事業は、現行のとおりとする。
- (2) 農業集落排水事業関係

両町村の農業集落排水料金については、現行のとおりとするが、平成20年を目途 に検討する。

料金算定の端数処理については、現行のとおりとするが、合併後、黒川村の例により統一する。

延滞金等の納付については、中条町の例による。

受益者分担金の取扱いは、現行のとおりとする。ただし、金額の算定については、 平成20年を目途に検討する。

25-20 学校教育事業に関すること

(1) 教育委員会関係

いじめ・不登校対策委員会については、統合し、名称については中条町の例により 統一する。また、委員会の設置については、各中学校単位とし、連絡調整として、新 市生徒指導連絡会を設置する。

中条町のさわやかルームは、現行のとおりとする。

(2) 学区・学級編成関係

学区通学基準は、現行のとおりとする。

通学区域外就学の条件については、中条町の例により統一する。

スクールバス

ア 運行範囲については、合併後、中条町の例により調整する。ただし、合併年度は 現行のとおりとする。

- イ 利用範囲については、中条町の例による。
- ウ 賃借バスは廃止し、委託とする。委託バスについては、中条町の例による。

エ 郊外学習等への活用については、合併後、中条町の例により調整する。

- (3) 教育振興補助制度については、合併後に調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
- (4) 幼稚園関係

公立幼稚園の設置は、現行のとおりとする。

私立幼稚園就園奨励費補助制度については、中条町の例による。

(5) 小学校関係

小学校の設置は、現行のとおりとする。

学童保育の実施については、中条町の例により統一する。ただし、実施箇所については、現行のとおりとする。

- (6) 中学校の設置は、現行のとおりとする。
- (7) 学校開放制度については、中条町の例により統一する。ただし、開放施設については、 現行のとおりとする。
- (8) 国際化教育については、中条町の例により統一する。
- (9)人権教育については、中条町の例により統一する。
- (10)給食及び給食センター関係

給食方式は、現行のとおりとする。

米給食推進補助制度については、中条町の例による。

学校給食用米紛パン供給事業については、合併後に調整する。ただし、合併年度は 現行のとおりとする。

(11)教育支援事業関係

要保護、準要保護児童生徒就学援助制度については、中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

特殊諸学校就学奨励制度については、中条町の例による。

奨学金制度については、両町村の制度をもとにして、新たな制度を定める。ただし、 合併時において貸与されているものについては、現行の制度を適用する。

私立幼稚園教育新興補助制度については、中条町の例による。

教育活動補助金については、中条町の例による。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

遠距離児童生徒通学費補助制度については、黒川村の例による。

25-21 社会教育事業に関すること

(1) 社会教育施設関係

公民館の設置

ア 中条町立中央公民館を中央公民館とし、黒川村公民館を地区公民館とする。

イ 運営日、運営時間については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

図書館の設置・運営については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

その他の社会教育施設の設置・運営については、現行のとおりとする。

(2) 生涯学習事業関係

生涯学習推進プランは、当分の間、現行のとおりとし、新市において策定する。

生涯学習情報提供については、黒川村の例により統一する。

生涯学習フェスティバルについては、現行のとおりとし、合併後に調整する。

生涯学習相談窓口については、中条町の例により統一する。

生涯学習マスコットは、新市において、公募により決定する。

文化振興事業(日輝会)については、現行のとおりとし、寄贈作品は全て新市に引き継ぐ。

産業文化会館推進事業については、現行のとおりとする。

(3) 社会教育事業関係

社会教育計画については、新市において策定する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

社会教育委員は失職し、新たに選出する。定数は10名以内とし、任期は2年とする。

同和教育については、中条町の例により統一する。

芸術文化事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

(4) 公民館事業関係

公民館運営審議会委員は失職し、新たに選出する。定数は15名以内とし、任期は 2年とする。

青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

学級講座については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

その他公民館事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

- (5) 図書館事業については、中条町の例による。
- (6) 文化財保護事業関係

文化財保護審議委員会については、中条町の例により統一する。

文化財整備台帳については、中条町の例により統一する。

文化施設の運営日、運営時間については、現行のとおりとする。

(7) 団体補助金制度

中条町の女性団体、板額太鼓保存会、その他の社会教育関係団体への補助制度については、中条町の例による。

板額イベント、中条町PTA連絡協議会への補助制度については、中条町の例による。

その他の団体への補助制度については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

- (8) 社会体育施設の運営日、運営時間については、現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (9) 協議会・協会・委員会等

スポーツ振興審議会については、中条町の例による。

スポーツ推進委員、体育指導委員については、中条町の例により統一する。

(10)スポーツ振興事業関係

各種のスポーツ大会については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

スポーツバス運行、借上事業については、中条町の例による。

各種のスポーツ教室については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

(11)スポーツ振興補助制度関係

代表チーム派遣補助制度については、中条町の例による。

その他の補助制度及び負担金制度については、現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、スポーツ傷害見舞金については、町村総合保険で対応する。

勤労者青少年ホーム事業については、中条町の例による。

26 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規 定に基づき、合併前の黒川村の区域(以下「設置区域」という。)に黒川地区地域審議 会(以下「審議会」という。)を設置する。

(設置期間)

- 第2条 審議会の設置期間は、平成17年9月1日から平成27年3月31日までとする。 (所掌事務)
- 第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、 答申するものとする。
 - (1)新市建設計画の変更に関する事項
 - (2)新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (3)地域振興のための基金の活用に関する事項
 - (4)新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - (5)その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
 - (1)設置区域にのみ行われる事務・事業
 - (2)設置区域に特別に利害関係のある事務・事業

(組織)

- 第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域に存する事業所等に勤務する者で、次 の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1)公共的団体等の役職員
 - (2)学識経験等を有する者
 - (3)公募による者
- 3 前項第3号の委員の人数は5人以内とする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は毎年度開催するものとする。
- 3 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 5 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議 に諮ったうえで公開しないことができる。 (庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、支所において処理する。 (雑則)
- 第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮り、これを 定める。

附 則

この協議事項は、平成17年9月1日から施行する。

調印書

中条町、黒川村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく中条町・黒川村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年3月1日

中条町長

丸阀隆二



黒川村長



立 会 人

新潟県知事 代理 新潟県副知事



中条町議会議長





黒川村議会議長



